

實業學校殊に工業教育の學校に於ては必し労働管理
殊に安全衛生其他一應福利施設等に関する教育を施さ
る、様御措置相成度

理由

國運の消長に對して重大關係ある我邦産業の健全な
る發達を招来せんが爲には

第一、其基本條件たる人的要素の尊重と之の維持改
善を圖ること

第二、工場鉱山其他の事業場をして円満なる有機的
な協体たらしむること

第三、産業人としてこの國家的使命を自覺せしむること
三者が基本條件を満すことは喋々を待たざる處に御

座候、然るに本邦實業學校の卒業生は工場等に入りて
直に従業員の指導者たるべき責任を有するに非拘らば
、此等學生に對して右掲基本的教育を充分に與へらば
かゝるは教育上甚だ遺憾の次第に存せられ候、今我邦
は内外多事多端にして眞に上下一致國力の充實に邁進
すべきの秋に有之、従つて眞實の意義に於ける労働管
理の完璧を期することとは誠に現下の急務に御座候
右謹而建議仕候

昭和十一年十二月七日

財團法人協調會々長

公爵 徳川 家達

文部大臣 平生 鈿三郎殿